

産業廃棄物処分業許可証

青森県弘前市大字神田五丁目4番地5
株式会社青南商事 代表取締役 安東元吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森市長 西 秀記



許可の年月日 令和 6 年 5 月 30 日

許可の有効年月日 令和 11 年 3 月 22 日

1. 事業の範囲

事業の区分	取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理	破碎 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類
	圧縮 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 (がれき類の圧縮については、混合物に限る。)
	切断 廃プラスチック類 (廃タイヤに限る。)
	溶融固化 廃プラスチック類
これらのうち、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。	
最終処分 (埋立)	燃え殻 汚泥 (無機性のものに限る。) 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 鉱さい がれき類 ばいじん 政令第2条第13号に規定する廃棄物 (これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除き、自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	施設の所在地	処理能力	設置年月日	許可年月日	許可番号
破碎施設 (シュレッダプラント)	青森県青森市大字戸門字山部50番	破碎で扱う全種類 960t/24h	平成13年8月31日	平成17年2月28日	16-15-7
破碎施設 (湿式カッティングミル)	青森県青森市大字戸門字山部143番17、青森県青森市大字鶴ヶ坂字田川71番217~219、222、223	廃プラスチック類 119t/24h	平成17年3月1日	平成23年9月12日	H23-15-3
破碎施設 (GB700N)	青森県青森市大字戸門字山部50番	がれき類 427.2t/8h	令和6年6月19日	平成25年2月28日	H24-8の2-6
切断施設 (LTC-16)	青森県青森市浪岡大字高屋数字社元94番1	廃プラスチック類 (廃タイヤに限る) 47.7t/8h	平成16年10月30日	-	-
圧縮施設 (KSP37)	青森県青森市浪岡大字高屋数字社元14番1	圧縮で扱う全種類 (がれき類は混合物に限る) 124.5t/8h	平成29年8月24日	-	-
溶融固化施設 (EAP-2000SS-ACF)	青森県青森市大字戸門字山部143番17	廃プラスチック類 1600kg/8h	平成29年7月7日	-	-

(裏面に続く)

[WEB公開用]こちらの許可証写は新規契約書締結時に使用しないでください。

(裏面)					
施設の種類	施設の所在地	処理能力	設置年月日	許可年月日	許可番号
破碎施設 (SC1412T)	青森県青森市大字戸 門字山部49番、50 番、143番20、169番	廃プラスチック類 (廃材等に限る) 95.68t/8h	平成7年7月1日	令和4年2月4日	R03-7-8
最終処分場 (管理型)	青森県青森市大字 鶴ヶ坂字田川71番 204～222、71番 224、71番225、71番 235、71番236、71番 238、71番283、71番 284、71番296、71番 317、71番319、71番 323、71番325	埋立地面積： 37,400㎡	平成13年11月19日	平成11年12月10日	11-14-1
		埋立容量： 650,000㎡			

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成	6	年	3	月	25	日	更新許可
平成	11	年	3	月	3	日	変更許可
平成	11	年	3	月	23	日	更新許可
平成	12	年	6	月	27	日	書換え
平成	13	年	12	月	25	日	書換え
平成	13	年	12	月	27	日	書換え
平成	15	年	1	月	16	日	書換え
平成	15	年	10	月	1	日	書換え
平成	15	年	12	月	1	日	変更許可
平成	16	年	5	月	27	日	更新許可
平成	17	年	5	月	10	日	変更許可
平成	17	年	6	月	9	日	書換え
平成	17	年	12	月	19	日	変更許可
平成	18	年	2	月	7	日	書換え
平成	20	年	11	月	28	日	書換え
平成	21	年	4	月	8	日	更新許可
平成	22	年	5	月	20	日	書換え
平成	23	年	11	月	16	日	書換え
平成	24	年	8	月	27	日	書換え
平成	26	年	5	月	30	日	更新許可
平成	26	年	6	月	10	日	書換え
平成	29	年	8	月	2	日	書換え
平成	29	年	9	月	13	日	書換え
令和	元	年	6	月	3	日	更新許可
令和	4	年	8	月	8	日	書換え
令和	6	年	5	月	30	日	更新許可
令和	6	年	7	月	10	日	がれき類の破碎施設(H24-8の2-6)の入換え(GB70HからGB700N)に伴う書換え

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有り

(以下余白)